

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>蓮田杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町百間五丁目三八九番二 地先から同郡同町百間五丁目三九〇番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年二月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年二月十九日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第五号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 七七・四メートル</p>	<p>備考</p>